

津市消防本部防火管理者等の講習に関する要綱

平成18年1月1日消防本部訓第32号

改正 平成25年3月29日消防本部訓第11号

平成31年3月29日消防本部訓第3号

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 防火管理者講習

第1節 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習（第7条・第8条）

第2節 甲種防火管理再講習（第9条・第10条）

第3章 修了証等の交付及び再交付

第1節 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習（第11条・第12条）

第2節 甲種防火管理再講習（第13条・第14条）

第3節 防火管理者資格証（第15条・第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）に定める防火管理者に関する講習等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。

（講習の種別）

第2条 この要綱に定める講習は、次のとおりとする。

- (1) 甲種防火管理新規講習
- (2) 乙種防火管理講習
- (3) 甲種防火管理再講習

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 甲種防火管理新規講習 政令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理講習を初めて受ける者に対して行う講習をいう。
- (2) 乙種防火管理講習 政令第3条第1項第2号イに規定する講習をいう。
- (3) 甲種防火管理再講習 甲種防火管理新規講習を修了後に政令第4条の2の2第1号の防火対象物の防火管理者（省令第2条の2の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習をいう。

（実施計画及び公告）

第4条 消防長は、講習を適正に行うため、実施計画を策定するとともに、消防署長（以下「署長」という。）に通知するものとする。

2 前項の講習は、必要な場合には、臨時に実施することができる。

3 前2項の講習の実施に当たっては、実施日時、実施場所その他必要な事項をあらかじめ公告するものとする。

（申請の受付場所等）

第5条 申請の受付場所は、消防本部又は消防総務課長（以下「課長」という。）が必要と認める場所とする。

2 申請書の配布場所は、消防本部並びに消防署、消防署分署及び消防署分遣所とする。

（講習の実施場所）

第6条 講習の実施場所は、課長が適切と認める場所とする。

第2章 防火管理者講習

第1節 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習

（講習の課程等）

第7条 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の科目、時間その他必要な事項については、省令第2条の3第2項及び第4項の定めに基づき実施するものとする。

（受講申請書の処理）

第8条 課長は、甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習の受講の申出は、防火管理者資格取得講習受講申請書（第1号様式）により申請させるものとする。

2 課長は、前項の申請があった場合は、記載事項その他必要な事項を審査し、申請書の受付欄に收受印を押印し、受理するものとする。

3 課長は、前項の規定により申請を受理した場合は、受講日時、受講場所等

を記載した防火管理者資格取得講習受講票（第1号様式続紙）を交付するものとする。

第2節 甲種防火管理再講習

（講習の課程等）

第9条 甲種防火管理再講習の科目、時間その他必要な事項については、省令第2条の3第3項の定めに基づき実施するものとする。

（受講申請書の処理）

第10条 課長は、甲種防火管理再講習の受講の申出は、甲種防火管理再講習受講申請書（第2号様式）により申請させるものとする。

2 課長は、前項の規定による申請があった場合は、記載事項その他必要な事項を審査し、申請書の受付欄に收受印を押印し、受理するものとする。

3 課長は、前項の規定により申請を受理した場合は、受講日時、受講場所等を記載した甲種防火管理再講習受講票（第2号様式続紙）を交付するものとする。

第3章 修了証等の交付及び再交付

第1節 甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習

（修了証の交付）

第11条 消防長は、甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習を修了した者に対し、修了証（第3号様式）を交付するものとする。

2 課長は、前項の規定により処理したものについては、防火管理者に関する甲種新規（乙種）講習修了証交付台帳（第4号様式）に記載し、保管するものとする。

（修了証の再交付）

第12条 消防長は、前条第1項の修了証を亡失し、汚損し、又は破損等した者から再交付の申出があった場合は、修了証等再交付申請書（第5号様式）により申請させるものとする。

2 課長は、前項の規定による申請があった場合は、記載事項その他必要な事項を審査し、申請書の受付欄に收受印を押印し、受理するものとする。

3 課長は、前項の規定により申請を受理した場合は、防火管理者に関する甲種新規（乙種）講習修了証交付台帳と照合し、支障がないと認めるときは、修了証に修了番号、氏名その他必要事項を記載し、交付するものとする。

第2節 甲種防火管理再講習

（修了証の交付）

第13条 消防長は、甲種防火管理再講習を修了した者に対し、修了証を交付するものとする。

2 課長は、前項の規定により処理したものについては、防火管理者に関する甲種防火管理再講習修了証交付台帳（第6号様式）に記載し、保管するものとする。

3 課長は、前項の規定による処理をしたときは、第14条第2項に規定する防火管理者に関する甲種新規（乙種）講習修了証交付台帳の備考欄に甲種防火管理再講習を修了した旨を記載し、保管するものとする。

（修了証の再交付）

第14条 前条第1項の修了証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損等した者から再交付の申出があった場合の手続については、第12条の規定を準用する。

第3節 防火管理者資格証

（防火管理者資格証の交付）

第15条 消防長は、省令第2条に定める防火管理者として必要な学識経験を有する者から防火管理者資格証の交付の申出があった場合は、防火管理者に関する資格証交付申請書（第7号様式）に資格を証明する書面等を添付し、申請させるものとする。

2 課長は、前項の規定による申請があった場合は、記載事項その他必要な事項を審査し、申請書の受付欄に收受印を押印し、受理するものとする。

3 課長は、前項の規定により申請を受理した場合は、防火管理者資格証（第8号様式）を交付するとともに、防火管理者資格証交付台帳（第9号様式）に記載し、保管するものとする。

（防火管理者資格証の再交付）

第16条 前条第3項の防火管理者資格証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損等した者から再交付の申請があった場合の手続については、第12条の規定を準用するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に合併前の津市消防本部防火管理者の講習に関する要綱（平成7年津市消防本部訓第1号）の規定によりなされた修了証の交付その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた修了証の交付その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月29日消防本部訓第11号）

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日消防本部訓第3号）

この訓は、平成31年4月1日から施行する。

防火管理者資格取得講習受講申請書

（宛先）津市消防長 年 月 日

講習種別	甲種新規 ・ 乙種		※受講番号	
フリガナ				
氏名				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
現住所	〒 - 電話 ()			
防火対象物 勤務先等	所在地	〒 - 電話 ()		
	名称			
	用途			
	職名 <small>（職務上の地位）</small>			
※受付欄	※備考欄	※受講確認欄	写真貼付欄	
		1日目	タテ3.0cm ヨコ2.4cm 写真裏面に 氏名を記入 すること。	
		2日目		

- ㊦ (1) ※欄には、記入しないこと。
 (2) 写真は6ヶ月以内に撮影したものを貼付すること。

防火管理者資格取得講習受講票

講習種別	甲種新規 ・ 乙種		※受講番号	
フリガナ				
氏名				
受講日時	甲種 新規	年 月 日 () の2日間		受付確認欄
		年 月 日 () 各日とも 時 分から 時 分まで		1日目 2日目
受講場所	乙種	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		

- ㊦ (1) 受講票は、受講各日とも持参すること。
 (2) 受講日には、筆記用具を持参すること。
 (3) 受講日の 時 分までに受付を済ませること。
 (4) 受講時間に遅れた場合は、受講できません。

切り離さないこと

第1号様式続紙（第8条関係）
（裏面）

（案内図）

--

切り離さないこと

受講者氏名		生年月日	
<p>上記の者を受講させることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>所在地</p> <p>証明者職氏名（事業主又は事業所の管理者）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

甲種防火管理再講習受講申請書

（宛先）津市消防長

年 月 日

講習種別	甲種再講習		※受講番号	
フリガナ				
氏名				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
現住所	〒 - 電話 ()			
防火対象物 勤務先等	所在地	〒 - 電話 ()		
	名称			
	用途			
	職名 (職務上の地位)			
資格講習機関		修了年月日	年 月 日	
※受付欄	※備考欄	※受講確認欄	写真貼付欄	
			タテ3.0cm ヨコ2.4cm 写真裏面に 氏名を記入 すること。	

- ㊦ (1) 修了証のコピーを添付すること。
 (2) ※欄には、記入しないこと。
 (3) 写真は6ヶ月以内に撮影したものを貼付すること。

甲種防火管理再講習受講票

講習種別	甲種再講習		※受講番号	
フリガナ				
氏名				
受講日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで			受付確認欄
受講場所				

- ㊦ (1) 受講票は、受講日に持参すること。
 (2) 受講日には、筆記用具を持参すること。
 (3) 受講日の 時 分までに受付を済ませること。
 (4) 受講時間に遅れた場合は、受講できません。

切り離さないこと

第2号様式続紙（第10条関係）

（裏面）

（案内図）

--

受講者氏名		生年月日	
<p>上記の者を受講させることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>事業所名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>所在地</p> <p>証明者職氏名（事業主又は事業所の管理者）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

切り離さないこと

第 3 号様式（第 1 1 条—第 1 4 条関係）

第 号

修 了 証

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは消防法施行令第 3 条第 1 項第 号の規定による 種防火管
理 講習の課程を修了されました。

よってこれを証します。

年 月 日

津 市 消 防 長 印

第4号様式（第11条、第13条関係）

防火管理者に関する
甲種新規
乙種
講習修了証交付台帳

講習期日 年 月 日

講習場所

交付年月日 年 月 日

修了証番号	氏名 生年月日	自宅住所 勤務先	備考	再講習 受講経過欄

修了証等再交付申請書

(宛先) 津市消防長 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> (〒 -) 申請者 住所 氏名 電話 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px; margin-top: 10px;"> 印 </div>					
フリガナ					
氏名					
生年月日	年 月 日 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">性別</td> <td style="padding: 0 5px;"><input type="checkbox"/> 男</td> <td style="padding: 0 5px;">・</td> <td style="padding: 0 5px;"><input type="checkbox"/> 女</td> </tr> </table>	性別	<input type="checkbox"/> 男	・	<input type="checkbox"/> 女
性別	<input type="checkbox"/> 男	・	<input type="checkbox"/> 女		
現住所	〒 - ・ 電話 () <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>				
修了証等種類	<input type="checkbox"/> 甲種防火管理新規講習 <input type="checkbox"/> 乙種防火管理講習 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;"><input type="checkbox"/> 甲種防火管理再講習</td> <td style="padding: 0 5px;"><input type="checkbox"/> 防火管理者資格証</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 甲種防火管理再講習	<input type="checkbox"/> 防火管理者資格証		
<input type="checkbox"/> 甲種防火管理再講習	<input type="checkbox"/> 防火管理者資格証				
修了証等交付番号・年月日	第 号 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table> 交付	年	月	日	
年	月	日			
理由	<input type="checkbox"/> 亡失 ・ <input type="checkbox"/> 滅失 ・ <input type="checkbox"/> 汚損 ・ <input type="checkbox"/> 破損 ・ <input type="checkbox"/> その他 ()				
上記理由により修了（資格）証の再交付願いたく申請します。					
※ 受付欄	※ 経過欄				

- ④ 1 項目欄中□にあつては、該当する事項にV印を記載すること。
 2 ※印欄には、記入しないこと。

防火管理者に関する資格証交付申請書

(宛先) 津市消防長	年 月 日		
	(〒 -)	申請者 住所 氏名 電話	印
フリガナ			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女
現住所	〒 - ・ 電話 ()		
資格の種類 (省令第2条)	<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ（消防職員で1年以上管理・監督的）		
	<input type="checkbox"/> 第1号（労働安全衛生法による安全管理者として選任） <input type="checkbox"/> 第2号（危険物保安監督者として選任され甲種危険物取扱者免状を交付） <input type="checkbox"/> 第3号（鉱山保安法による保安技術管理者等として選任） <input type="checkbox"/> 第4号（国・県等の消防事務職員で1年以上管理・監督的） <input type="checkbox"/> 第5号（警察官等で3年以上管理・監督的） <input type="checkbox"/> 第6号（建築主事・1級建築士で1年以上防火管理の実務経験） <input type="checkbox"/> 第7号（消防団員で3年以上管理・監督的〔班長以上〕） <input type="checkbox"/> 第8号（消防庁長官が定める者）		
資格証交付 番号・年月日	第 号	年 月 日	交付
上記の資格により資格証の交付を願いたく申請します。			
※ 受付欄	※ 経過欄		

- ④ 1 項目欄中□にあつては、該当する事項にV印を記載すること。
 2 ※印欄には、記入しないこと。

第 8 号様式（第 1 5 条・第 1 6 条関係）

第 号

防火管理者資格証

氏 名

生年月日 年 月 日

あなたは消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号ニの定める防火管理者の資格
を有することを認めます。

よってこれを証します。

年 月 日

津 市 消 防 長 印

防火管理者資格証交付台帳

資格証 交付番号	氏 名 生 年 月 日	自 宅 住 所 勤 務 先	資格の種類	備 考
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	
			<input type="checkbox"/> 政令第3条第1項第1号ハ 省令第2条 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号 <input type="checkbox"/> 第6号 <input type="checkbox"/> 第7号 <input type="checkbox"/> 第8号	